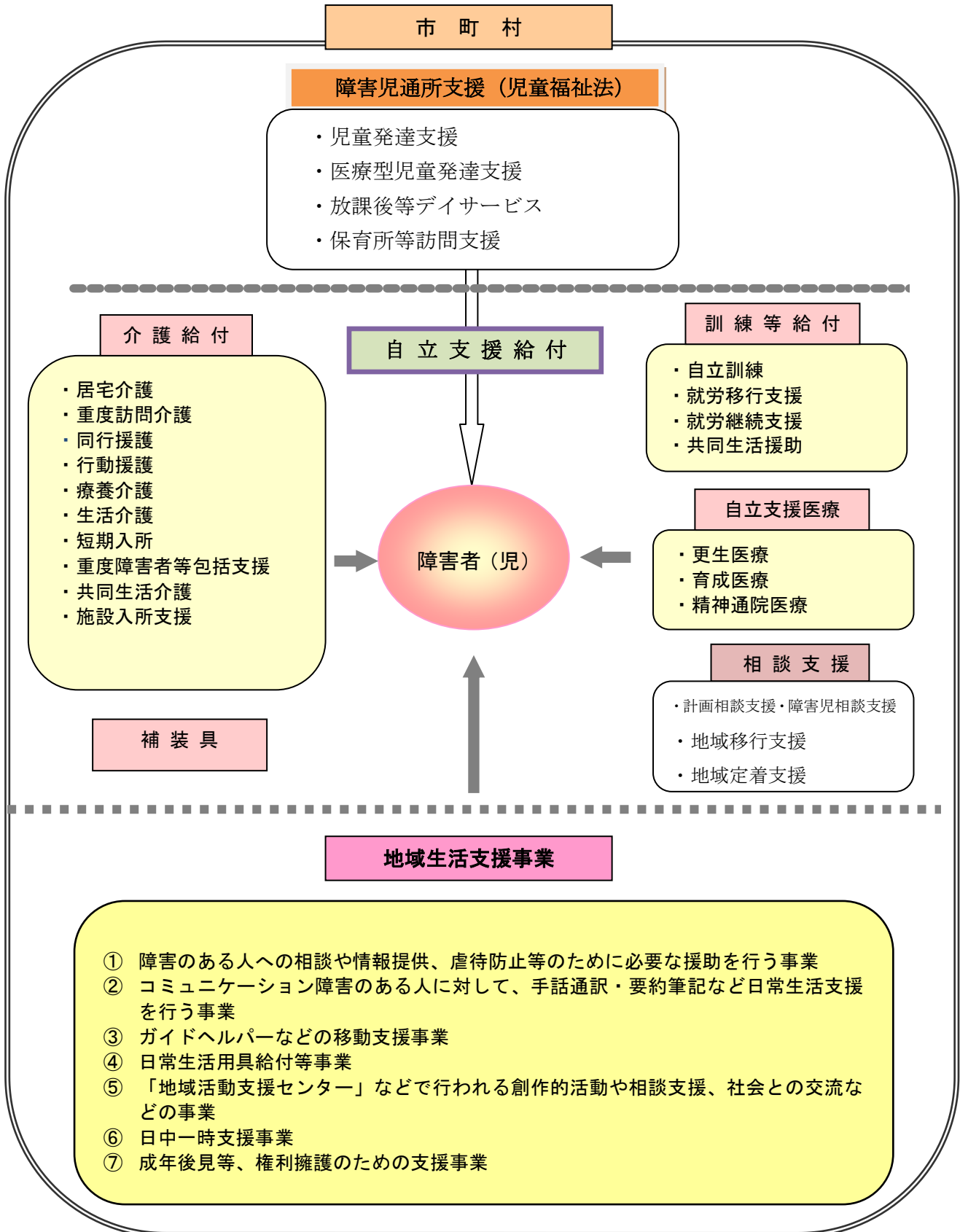


障害のある人の自立支援の制度（平成 25 年 4 月）

平成 25 年 4 月施行の障害者総合支援法の施行により、制度の谷間の無い支援を提供するという観点から、障害者の範囲に難病が加えられました。



【児童福祉法のサービス】 (平成24年4月～)

- ・手帳の所持に関わらず発達障害等、療育が必要であれば利用が可能です。

①サービス概要

児童福祉法における 障害児通所支援	ア、児童発達支援	障害児の日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
	イ、医療型児童発達支援	肢体不自由児につき、医療型児童発達支援センターや医療機関等に通り児童発達支援のサービスや治療を行います。
	ウ、放課後等デイサービス	就学児童に対し、授業終了後や休業日に、生活能力向上のための訓練や社会交流等を行います。
	エ、保育所等訪問支援	保育所等において、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。